

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子家庭等自立支援給付金支給に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭の母や父子家庭の父の経済的な自立に有効な資格の取得のため修業する期間、給付金を支給し、資格取得を支援する。具体的には、母子家庭の母や父子家庭の父が資格取得のため養成機関で修業する際に支給する「高等職業訓練促進給付金及び終了支援給付金」、母子家庭の母や父子家庭の父が資格取得のため指定講座を受講した際に受講料の20%を補助する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」を行っている。 1 高等職業訓練促進給付金及び終了支援給付金申請書の受理、審査、決定通知 2 母子家庭等自立支援教育訓練給付金申請書の受理、審査、決定通知
③システムの名称	母子家庭等自立支援給付金支給システム(エクセルファイル)、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名・納付システム、住民記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭等自立支援給付金支給受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の65の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供主務省令第2条の表90の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	小林市情報セキュリティポリシーに則り漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を徹底している。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月26日	I－5－②	子育て支援課長 中間正路	子育て支援課長 田原秀一	事後	
平成30年1月26日	II－1	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年1月26日	II－2	平成29年1月5日 時点	平成30年1月22日 時点	事後	
平成30年4月6日	I－5－②	子育て支援課長 田原秀一	子育て支援課長 金丸浩二	事後	
平成30年4月6日	II－1	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
平成30年4月6日	II－2	平成30年1月22日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	
令和1年6月24日	I－5－②	子育て支援課長 金丸浩二	子育て支援課長	事後	
令和1年6月24日	II－1	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II－2	平成30年4月2日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV－1～9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和5年4月1日	I－4－②	番号法第19条第7号及び別表第2 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下、「主務省令」という。） （情報照会） 別表第二65の項 主務省令第36条 （情報提供） 別表第二26、30、87の項 主務省令第19条、第44条	番号法第19条第8号及び別表第2 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下、「主務省令」という。） （情報照会） 別表第二65の項 主務省令第36条 （情報提供） 別表第二26、30、87の項 主務省令第19条、第44条	事後	
令和5年4月1日	I－5－①	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 こども課	事後	
令和5年4月1日	I－5－②	健康福祉部 子育て支援課	こども課長	事後	
令和5年4月1日	I－8	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 健康福祉部子育て支援課 0984-23-1278	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 健康福祉部こども課 0984-23-1278	事後	
令和5年4月1日	II－1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II－2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下、「番号法 という。）第9条第1項、別表第一45の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第36条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律 第27号）第9条第1項別表の65の項	事後	
令和7年2月5日	I－4－②	番号法第19条第8号及び別表第2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令（以 下、「主務省令」という。） （情報照会） 別表第二65の項 主務省令第36条 （情報提供） 別表第二26、30、87の項 主務省令第19条、第44条	（【情報提供の根拠】 ・なし 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供主務省令第2条の表 90の項	事後	
令和7年2月5日	I－8	886-8501 宮崎県小林市細野300番地 小林市 健康福祉部こども課 0984-23-1278	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278	事後	
令和7年2月5日	I－9		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	II－1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	II－2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IV－6	[]接続しない（提供）	[○]接続しない（提供）	事後	
令和7年2月5日	IV－6 不正な提供が行われ るリスクへの対策は十分か	十分である		事後	
令和7年2月5日	IV－8		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IV－11		新様式への変更に伴う項目追加	事後	